

大労発基 0406 第 2 号
平成 28 年 4 月 6 日

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会 会長 殿

大阪労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御
礼申し上げます。

さて、平成 28 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を
改正する政令（平成 28 年政令第 50 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正す
る省令（平成 28 年厚生労働省令第 24 号）により、亜硝酸イソブチルなど 27
物質とそれらを含有する製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル
表示、SDS の交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセス
メントの実施を義務付ける改正が行われました。本改正につきましては平成 29
年 3 月 1 日より施行することとしており、改正の趣旨、要点等については下記
のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する
制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物
質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上
げます。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「平成 27 年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」
(平成 27 年 9 月 1 日公表) を踏まえ、一定の有害性が明らかになった化学
物質（別紙に示す 27 の化学物質（一部は群）。以下「追加対象物質」とい
う。）を以下の（1）から（3）の事項の対象となる物質として追加するた
め、必要な改正を行うものである。

（1）労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）によ

る改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条第 1 項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）

- (2) 同法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質等の名称等の通知（SDS の交付）
- (3) 同法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、追加対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象としない）を設定するものである。

第 2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

施行期日は平成 29 年 3 月 1 日としたこと。ただし、この政令の施行の際現に存在するものについては、名称等の表示義務に係る法第 57 条第 1 項の規定は、平成 29 年 8 月 31 日まで適用しないこととしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

本労働安全衛生法施行令改正の内容は、以下の通りであること。

(ア) 令別表第 9 に追加対象物質を追加すること。

なお、追加対象物質は、日本産業衛生学会又は米国労働衛生専門家会議（ACGIH）において許容濃度等が勧告された物質から選定を行ったものであること。

(イ) アルミニウムについては、粉状のものに限り名称等の表示義務の対象とすること。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

追加対象物質について事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方とは、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について（平成 12 年 3 月 24 日付け基発第 162 号）」及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月 3 日付け基発 0803 第 2 号）」等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

追加対象物質は、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質であり、また他の事業者から入手する場合は安全データシートが当該事業者から通知されることになる。そのため、事業場における化学物質管理がより容易となるものであり、行政として、事業者に対して令別表第9以外の物質への代替化を推奨するものではないことに留意すること。

(2) 細部事項

ア アルミニウム

令別表第9第37号のアルミニウムについては、アルミニウム単体又はアルミニウムを含有する製剤その他の物（以下「アルミニウム等」という。）であって、サッシ等の最終の用途が限定される製品であり、かつ当該製品の労働者による組立て、取付施工等の際の作業によってアルミニウム等が固体以外のものならずかつ粉状（インハラブル粒子）にならないものは、一般消費者の用に供するものとして名称等の表示義務、名称等の通知義務及び危険性又は有害性等の調査等の対象にならないものとして取り扱って差し支えない。

イ ブテン

令別表第9第488号の2のブテンは以下の（ア）から（エ）の構造異性体を含むこと。

なお、（イ）と（ウ）の混合物は2-ブテンと呼ばれ、別途CAS番号があるが、483号の2のブテンに含まれること。

（ア） 1-ブテン

（イ） cis-2-ブテン

（ウ） trans-2-ブテン

（エ） イソブチレン

ウ メチルナフタレン

令別表第9第582の2のメチルナフタレンとは、1-メチルナフタレン及び2-メチルナフタレンを含むこと。

エ 沃素及びその化合物

「令別表第9第606号の沃素及びその化合物のうち、「その化合物」とは、沃化物をいうものであること。

3 改正省令関係

(1) 基本的事項

追加対象物質の据切値とCAS番号は別紙のとおりであること。

(2) 細部事項

ア ブテン

令別表第9第488号の2のブテンとは、4つの異性体及びそれらの混合物を含む概念であるが、労働安全衛生規則別表第2のブテンの裾切値については、4つの異性体の総重量が製剤その他の物の重量の1%を超えるかどうかによって判断すべきものであること。またその含有量についてはブテン全体の含有量を通知することでも差し支えないこと。

イ メチルナフタレン

令別表第9第582の2のメチルナフタレンとは、1-メチルナフタレン及び2-メチルナフタレンを含む概念であり、別表第2のメチルナフタレンの裾切値については、2つの異性体の総重量が製剤その他の物の重量の1%を超えるかどうかによって判断すべきものであること。

令別表第9に新たに定める表示義務及び通知義務
の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧

物質名	CAS番号	裾切り値	
		表示 (重量%) (安衛則第30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第34 条の2関係)
亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%未満	0.1%未満
アセチルアセトン	123-54-6	1%未満	1%未満
アルミニウム	7429-90-5	1%未満	1%未満
エチレン	74-85-1	1%未満	1%未満
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%未満	0.1%未満
クロロ酢酸	79-11-8	1%未満	1%未満
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O'O"-ジエチル=ホスホロチオアート	56-72-4	1%未満	1%未満
三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%未満	0.1%未満
N・N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%未満	1%未満
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%未満	1%未満
ジクロロ酢酸	79-43-6	1%未満	0.1%未満
ジメチル=2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)	52-68-6	1%未満	0.1%未満
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%未満	1%未満
テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%未満	0.1%未満
N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%未満	0.1%未満
ブテン (以下の全ての異性体の混合物)	25167-67-3	1%未満	1%未満
2-ブテン【β-ブテン】 (以下の2つの異性体の混合物)	107-01-7		
c i s - 2-ブテン	590-18-1		
t r a n s - 2-ブテン	624-64-6		
1-ブテン【α-ブテン】	106-98-9		
イソブテン	115-11-7		
プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%未満	1%未満
プロペン	115-07-1	1%未満	1%未満
1-ブロモプロパン	106-94-5	1%未満	0.1%未満
3-ブロモ-1-プロパン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%未満	1%未満

ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	13775-53-6	1 %未満	1 %未満
ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1 %未満	1 %未満
ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%未満	0.1%未満
メチルナフタレン	1-メチルナフタレン	90-12-0	1 %未満
	2-メチルナフタレン	91-57-6	
2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1 %未満	0.1%未満
N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1 %未満	0.1%未満
沃化物	特定されず	1 %未満	1 %未満